

男鹿市告示第11号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定に基づき、公示する。

令和5年3月9日

男鹿市長 菅原 広二

事業者の名称	事業所の名称及び所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
株式会社 日本ケアシステム	ショートステイ男鹿 男鹿市船越字内子294	令和5年2月15日	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護
		廃止年月日	
		令和5年3月31日	